

公的研究費等内部監査委員会要領

(目的)

第1条 この要領は、公的研究費等の内部監査規程第2条の規定に基づき、公的研究費等内部監査委員会（以下、「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 最高管理責任者が任命した委員長
 - (2) 委員長が任命した監査員
 - (3) 委員長が必要と認めた者
- 2 監事は委員会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長は、公的研究費等の内部監査実施報告書の内容について監査の対象部署長に通知し、是正改善の措置をとる必要があると認められるときは、当該措置を講ずるよう併せて通知する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、次の各号の場合において委員長が召集する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
- (2) 委員の3分の1の要請があったとき

(委員会の開催形態)

第6条 委員会は、会議または書面により開催する。

(会議の成立)

第7条 会議による委員会開催の場合、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 テレビ会議、電話会議での出席も有効とする。

(委員会の機能)

第8条 委員会は、最高管理責任者の諮問を受け、又は必要に応じて自発的に、公的研究費等の監査に関する次の各号の事項を協議し、これを最高管理責任者に答申又は具申する。

- (1) 監査計画の立案および効率化・適正化のための見直しに関すること。
 - (2) 不正発生要因の分析に関すること。
 - (3) 業務の適正を確保するための体制の検証に関すること。
 - (4) 監査報告のとりまとめの研究所内への周知および類似事例の再発防止に関すること。
 - (5) 公的研究費等の監査に係る標準書等の制定または改廃に関すること。
 - (6) 文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節（1）「文部科学省が実施すべき事項」③に掲げる調査への協力に関すること
 - (7) その他公的研究費等の監査に関する必要な事項。
- 2 防止計画推進部署と連携し、防止計画推進部署が行うコンプライアンス教育や不正防止計画策定などの不正防止策に協力し、公的研究費等の不正使用防止に努める。

（意見徴収）

第9条 委員会は、委員以外の者を招き、説明を求めることができる。

（守秘義務）

第10条 委員会の委員は、職務上知りえた情報を正当な理由なく漏洩してはならない。

（事務局）

第11条 事務局はコンプライアンス室に置き、次の事項を行う。

- (1) 審議事項の整理
- (2) 議事録の作成及び保管（5年間）
- (3) その他、委員会の関連事務

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、委員会の決議を経て行う。

（付則）

この規程は2017年4月1日から改訂・実施する。

2016年6月1日

制定

2017年4月1日

改訂